

要宏輝のコラム

「関生型運動」考察と「労働運動要論」①

今号から数回にわたり、元全国金属のオルグであり、元大阪府労働委員会労働者委員の要宏輝さんによる「関生型労働運動」についての考察を掲載します。

はじめに

8・26大阪労働学校アンシエの特別シンポジウムで、木下武男先生は「熱き想いを語るとは、残された人生をかけること」と語られました。この想いは私も同じで、「世直しは後世に委ねるわけにはいかない」と思っています。しかし、いかんせん、現役を引くと現実の運動に直接にコミットできず、忸怩(じくじ)たる想いで過ごしています。

そんな折、「敬して遠ざけるとの雰囲気のある」(木下武男)関西生コン支部(以下、「関生」「関生支部」と略す)から、機関紙「くさり」に連載で「書く」コーナーを与えていただきました。関生支部は私にとっては古き友人、一度ならず助けていただいた私の駄文が皆さんとの闘いに少しでも役立てばうれしい限りです。

私が与えられた「連載コナ」は「関生型運動」の

考察を命題としながら、タームリーな労働運動に関わるコラムを取り混ぜて、書き進めます。第一回は、私の「関生型運動」との出会いやシンパシーの一端を述べます。

全日建連帯や港合同等の「非連合七組合」が大阪府知事に対して「要委員推薦手続」をとってくれました。そして私の「連合大阪訴訟」になってしまいます(この頃未だ後の記述に譲ります)。この時の私は孤立無援の人争議みたいなもの、「苦しい時、つらい時の支援こそ本当の連帯」と感じ入ったものです。

関生労働運動との出会い

関生支部は1965年に結成されました

が、私との出会いと交流は総評時代。1981～82年の刑事弾圧、共産党による支配介入により関生支部は分裂、そして大阪総評に加盟し、南大阪の地域共闘で相まみえることになります。私も共産党がらみの刑事弾圧を受けていますが、全国金属大坂のほとんどは当時の稻葉法相の指揮、会社と警備(保安)との合作でした。1976～77年の2年間に、逮捕者15名(うち起訴11名)、任意出頭95名(関係組合30)の「刑事弾圧の嵐」に見舞われます(刑事弾圧対策については後述)。

関生支部との出会いから35年ほど経過しますが、1989年の連合結成以降は、労働委員会事件を介しての付き合いになります。しかし、2008年、私が連合労働委員会委員推薦名簿から不当排除されることになった時、これに対抗して、

「生涯現役」の信念 引き継がれるDNA

関生支部の闘いの評価には、武建一委員長の進取かつ創造的なリーダーシップです。武委員長は、業界の方からの引退の勧めに対しても、「私は死ぬまで変わりませんよ。私が闘いを止めたら、大阪に来てから40年間の人生を否定したことになる。信念を貫らぬいてこその、悔いのない人生」と応

えています(社会批評社刊『武建一 労働者の未来を語る』P248)。この言葉を聞いて、港合同・田中機械の大和田委員長の警句を想起します。「俺には定年はない。お前らサラリーマンの組合役員とは違うんだ!」と、引退を勧めた私は一喝されました。大和田委員長が60歳前後で私が43歳の時、若気の至りと恥じ入りました。お二人の「生涯現役」の信条は、私の後の気づき(「世直しは後世に委ねるわけにはいかない」)で共有されます。



家である武委員長は関生型運動を全国化(業種別職種別ユニオン運動研究会)、さらに国際化を追求されようとしています(「グローバル社会的経済フォーラム」参加や「社会的連帯経済」へのアプローチ)。関生の役員・活動家と話していると、武委員長のDNAを強く感じます(武委員長の開発された戦術・戦略については後述させていただく)。労働組合と連携しない市民運動は持続性とダイナミズムを欠き、社会運動と連携しない労働運動は新しい地平を切り開くことはできません。なお、「生涯現役」は少子高齢化の進行に並行して、労働現場でも広がっています。従業員31人以上の企業約15万社のうち、高齢者雇用確保措置の実施済企業の割合は99.2% (147,740社)となっています。また、希望者全員が65歳以上まで働く企業の割合は72.5% (108,086社)となっています(2015年厚労省「高年齢者雇用状況」)。(つづく)

刑事弾圧との闘い(1)

労使の利害が完全に一致する社会体制が実現しない限り、争議行為が消滅することはない。日本の争議行為の減少は、企業の内部留保の積み上げ(2016年度末、406兆円)と労働分配率の低下(2017年法人企業統計調査、資本金10億円以上の大企業43・5%、1971年以来46年ぶりの低水準)という現実を見る限り、労使関係の成熟の必然的結果というよりは労働組合の闘争力の低下が原因である。

確かに、闘争型運動には「敬して遠ざけるとの雰囲気」がある。企業内的な経済闘争にどまらず、政治・社会的な闘いや運動を「よくやるなア」と思ってはいるが、「どこかウチの組合とは違う」というのが、世の組合世界の評価だ。この評価の落差には、第一に公安警察による争議弾圧「刑事弾圧」の乱用にあると思われる(別稿でも後述)。

組合の「御用化」と役員の「ノンボリ化」

世の組合は、労働組合活動に「刑事免責」「民事免責」があることを知らなさすぎる。団体交渉は強要(罪)そのもの、ストライキやピケッティングは威力業務妨害(罪)そのものだ。争議を避けた「おしゃべり団交」のパフォーマンスだけで、会社の限界回答のカベをこえられるなら、その方法を教えてほしい。

労使の利害関係がからむ問題をとりあげず、賃労働対資本という資本主義の決定的な矛盾と向き合うことをしない、何よりも社長や上司ににらまれるような労働

運動をしない、そんな労働組合が増えている。組合をみてもわかるように、職場で闘わない労働組合がいくら増えても社会を変革する力にはならない。組合から見れば、闘争型運動は「怖くて寄らしむべからず」だ

ろう。多くの刑事弾圧の乱用は、労働運動全体の分断を生みだし、国家的不当労働行為(支配介入)である。組合や産別のなかには、権力との関係で「(直接・間接に)一線を越えた」「脇の甘い」組合幹部が存在することも事実だ。彼らは「悪いことをしている」との認識がないから困ったものだ。つまりは、闘争型運動が「やりすぎ」ではなく、我々が総評時代に普通にやっていた組合活動を、世の労働組合が劣化し、集団でやる組合活動をまともにやらなくなったりことは組合の「御用化」と組合役員の「ノンボリ化」、これは世間も認める「不都合な真実」だ。

「疑わしきは罰せず」より「無罪の推定」が強い!

第一に「争議行為と刑罰」について。社会権(労働三権ほか)は国が作為(保護すること)を求め、自由権(思想・信条の自由ほか)は國の不作為(関与・介入しないこと)を求める、と言われる。つまり、労働争議に関してはそのもので、正常な運営をき過ぎがあつても罰するに値するほどの違法性がない限り、「正当行為」とされたきた。(注1)

通常の団体交渉や争議行為、団体的組合活動が、直ちに刑法の犯罪構成要件に該当するような例はまれである。普通、私人が行えば違法となる強要罪、威力業務妨害などの行為が刑罰法規の犯罪構成要件に当てはまる場合でも、争議行為は(暴力や違法な脅迫でない限り)罰せられないのが労組法1条2項の規定である。争議行為とは何か、唯一、労働関係調整法が「(会社の)業務の正常な運営を阻害するもの」(7条)と法的に定義している。

通常、争議行為を組合で行い、相手を窮屈に追い込まなければ対等交渉し成果を上げることはできないことは法の認めるところだ。

上層部による政治的もみ消しの「詩織さん事件」(准強姦罪で逮捕状を取引ながらも加害者を逮捕・送検せずに、詩織さんを弁護士事務所に連れていき、示談を勧めた)などがあるが、前者は警察の怠慢・不作為、後者は警察の不作為プラス不当な「民事介入」である。ところが、同じ警察であっても公安警察(後述)の「刑事弾圧」が目立ち、その権利濫用は尋常ではない。

合の正当な行為と解釈されなければならない(←刑事免責、刑法35条:法令又は正当な業務による行為は、罰しない)。/労組法8条:使用者は、同盟罷業その他の争議行為であって正当なものによって損害を受けた故をもって、労働組合又はその組合員に対して賠償を請求することはできない(←民事免責)。

「闘争型運動」考察と「労働運動要論」(2)

要 宏輝の「ラム」



「闘争型運動」考察と「労働運動要論」(2)

(注1) 憲法28条:勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利はこれを保障する。/労組法1条2項:刑法35条に規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組

い。労働争議は、組合と会社の間の民事事件そのもので、正常な運営を阻害しようが阻害しまいが、警察は介入できない。警察に限らず行政機関、例えば労働基準監督署でも労基法違反の事案があつても当該労使間で団交中や争議中であれば「民事不介入」原則をタテに動かないことがある。下手に動けば、労・使どちらに加担したことになり、行政の中立・公正が損なわれるからである。

だが実際には、「民事不介入」原則は、ストーカー事件など扱いたくない便利な言い訳として使われている。仕事をしたくないケースや警察に連絡する仕事であつても、行政の中立・公正が損なわれるからである。

刑事弾圧との闘い(3)

どのような争議が違法とされ
どのような弾圧を受けるのか

卷之三

1992書泉事件は書店のトライキに対して一億円近

③争議行為そのものの差し止めを求める仮処分（審尋なしで、スト禁止の仮処分決定も！・2012年鈴鹿さくら病院、注5）

④ビラ貼付等の禁止を求める

生き延ひていか思想検察
復活する「現代の特高」

闘いによって悪政を打倒
武執行委員長からの提起

域工二オンには判断等を悠長に待つて居る余裕はない。団交拒否から早々と街宣活動を始めると、例示したような様々な仮処分決定の餌食にされる、大変な時代だ。関生支部のように、判決・命令如何に關係なく闘える力量が不可欠だ。

その存在は現在まで続いている（岩波新書、荻野富士夫「思想検事」P205）。

戦後、治安維持法の廃止によって特高警察は解体されたが、稀代の悪法「共謀罪法」によって、現在の公安警察が戦前の特高警察のように復活しつつある。

(前回からの注釈)

相次ぐ（御用）バイヤー日本一生コン、真壁組、千葉労働組合の権利行使を委縮させることが目的ではないか。

居邊での宣伝の禁止

法の目的とかに離れた違
捕、不当な長期勾留（代用監
獄）の常態化の現状は、戦前
の「予備拘禁制度」（刑期を
終えて釈放されるべき者を無
制限に監禁できる）と区別が
つかない、弾圧の時代が近く
に来ていることがよくわか

多くの人々はどこでは自分の権利が侵害されていない限り、何か事件が起こっても他人事と思ってしまう。実は、その他人事が自分につながっているし、国の在り方にもつながっているとの認識が共有されていない（これこそ、真

法趣旨である。

(注3) 共謀罪法(改正組織的犯罪処罰法)：処罰対象犯罪の実行行為を必要とせず、相談・計画した段階で摘発できる。本来、公安・警備警察は憲法秩序や民主主義を暴力によって破壊する活動を監視し予防する活動を任務としてきた。犯罪の可能性を

（労働者が飢え死にする）解雇事件などに限って決定され、使用者側からの「争議戦術」としての仮処分申立てが頻発している。1989年成立の民事保全法（注4）の登場によって仮処分の対象が広がった（❸❹❺）。裁判所が争議中の労使双方に決定的な影響を与えることのない「慎重な判断」をしているようには見えない。審尋（当事者に与えられる反論の機会）一回で、実に広範囲な禁止を認める決定が出てきている。

①事業施設への立ち入り禁止・事業施設の明渡し等を求める仮処分

②業務の妨害行為の差し止め

たした。私は、大きな街宣デモや継続的な街宣をやる時は、裁判所や労働委員会の判断や命令を勝ち取ってから行うべきものと決めていた（案の定、禁止の仮処分決定もなかった）。しかし、1995年南労会事件では労働委員会が命令が連勝続きであったにもかかわらず、法人経営者の自宅周辺での街宣は争議行為の正当性の検討の埒外（ちらがい）とされた。現在では、**⑤**・**⑥**関係の仮処分では、自宅周辺300m～500mの範囲で一律に宣伝行動を禁止する決定が出されている。自治体の騒音防止条例の制定も影響している。つまるところ、会社の壇の中で静かに労働争議はやれということか。

「検挙から裁判までの間ににおいて、実質的な裁判と云いますか、それはむしろ検挙から起訴までの間に行われ、裁判はむしろその終末を告げる」というような美情にある」というある思想検事の発言は、つまり、裁判となる以前に実質的な処罰が済んでしまって いるということである。起訴までに勾留されている期間が相当長く、その間に物理的・精神的な拷問にさらされ『転向』への誘導が執拗に行われた。…それは裁判の形骸化を示すとともに、検挙から起訴までの過程において、思想検察によって実質的に断罪されたことを意味する。…GHQ の『人権指令』(1945年10月)で特高警察は解体されましたが、思想検察は見逃され、

権侵害や弾圧に異議申立ての声を上げていかないと、本当に安倍の画策する「戦前回帰」が現実になってしまう。攻撃があるから、即争議になるわけではない。攻撃に反撃する力が組合に無ければ（法が保障している）争議すら成立しない。権力から不当弾圧を受けるということはそれだけ力があるということだ。

関生支部は不当弾圧の決着は現場でつける、王道の闘いを貫徹している。公安・警備警察の活動を法で規制することが難しいのであれば、反撃の連帯行動を強めて彼我の力関係を変えていくほかない。「最も大事なことは、闘いによって悪政を打ち倒していくことだ」（武委員長の昨年11月25日中央委員会総括の締め言葉）。もはや空砲の罷り、

超えた形で活動できる。日弁連は、「そこまでしなくとも今の法律で十分対応できる、共謀罪はやりすぎ、基本的人権の侵害だ」という見解。政府は、オンラインピック・テロを口実に「テロ等準備罪」と呼び変え、6月に強行採決、成立させた。

(注4) 民事保全法による仮処分：権利の実現の保全のためになされる暫定的処置。民事保全（仮差押え）のひとつ。物に関する請求権の将来の執行保全のために、仮差押えと同様の目的から債務者の財産（特定の目的物）の現状保持をねらう（係争物に関する仮処分）と、将来の執行には不安はないが、権利関係に争いがあるために、現状について暫定的処置を講じて債務者に除去を図る（仮の地位を定める仮処分）（民事保全法23条以下、52条以下）とがある。

(注5) ストライキ禁止の仮処分：2012年、ユニオン三重に属

「関生型運動」考察と「労働運動要論」④

の言葉) 悲觀と樂觀の違い
悲觀は情緒に流されるだけだ
が樂觀には(展望をひらく)
意思がある。

する鈴鹿さくら病院分会のストライキ通告に対し、裁判所は審尋をせずにスト禁止の仮処分を決定。裁判所の「労組法無知